

第4回別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【Aグループ】概要

開催日：平成22年10月21日（木）
時間：午後1時～午後2時30分
会場：役場103会議室
参加委員：6名（欠席委員4名）
会議次第：1 開会
2 議題
1) 前回のふりかえり 【第6章 議会（全6条）】
2) 第9章 連携と協力（全3条）について
3 その他
4 閉会

1 開会（グループリーダー）

2 議題（グループリーダー）

1) 前回のふりかえり【第6章 議会（全6条）】

- ・前回検討した内容について、議案に基づき条文内容をふりかえる。（ふりかえりについては特に意見はありませんでした。）

2) 第9章 連携と協力（全3条）について

～草案より～

（様々な人々との連携と協力）

第42条 町民、議会及び行政は、別海町の特性を生かした活動や交流を通じて様々な人々や団体の知恵や意見をまちづくりに生かします。

2 町民、議会及び行政は、地域産業の振興のため、企業・大学研究機関との連携や協力を推進します。

○検討委員からの意見

- ・第2項について、「地域産業」との規定では、表現として限定的ではないか。



・「産業」は不要ではないか。この表現では、文化・医療・福祉・教育等の面について触れられていないように思える。

・「地域振興」と表現してはどうか。いろいろな方面を想定できると考える。連携や協力を規定するのであれば、基幹産業だけではない。

- ・「企業・大学研究機関」といった表現も限定的である。その他の機関も含めるべき。
- ・産業以外の分野について、項を増やして規定することもできるが、一つの文章でまとめられるのであれば、まとめるべき。
- ・研究はすぐに効果のでるものではないが、いずれ地域振興に寄与するのであれば、

町として協力することも必要なことである。

●結論

- ・上記の検討を踏まえ、以下のとおり変更します。

(様々な人々との連携と協力)

第42条 町民、議会及び行政は、別海町の特性を生かした活動や交流を通じて様々な人々や団体の知恵や意見をまちづくりに生かします。

2 町民、議会及び行政は、地域振興のため、企業・大学研究機関等との連携や協力を推進します。

-----次の条へ-----

～草案より～

(国及び道との連携と協力)

第43条 議会及び行政は、まちづくりの課題を解決するため、国及び北海道と相互に連携や協力を推進します。

○検討委員からの意見

- ・地方分権の時代といえども、この規定は必要ではないか。

●結論

- ・上記の条文で良い。

-----次の条へ-----

～草案より～

(他の市町村との連携と協力)

第44条 議会及び行政は、効率的な町政運営や共通する課題を解決するため、他の市町村、広域連合及び一部事務組合等との連携や協力を推進します。

○検討委員からの意見

- ・今後は医療分野における連携など考えられる。
- ・根室内だけを考えれば「村」は存在しないが、大きくとらえての「他の市町村」といった表現で良いか。
- ・ちょっとした仕事の相談等もこの規定に含まれる。
- ・海外の友好都市などもあるが連携はどうなのか。第42条の様々な人々に含んでいと解釈して良いと考える。

●結論

- ・上記の条文で良い。

3 その他 (グループリーダー)

- ・グループ討議は今回で終了。次回は全体会議となるが、日程は後日連絡する。

4 閉 会 (グループリーダー)